

4-2 いじめ防止基本方針

1 いじめの問題への基本姿勢

- いじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する。
- 外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する。
- いじめの問題に組織的に対応し、児童が安心して学ぶことができる環境を整える。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」（法律第71号 文部科学省）平成25年9月28日施行）

(2) いじめ問題の基本的な考え方と認識

いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識し、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。

3 いじめ防止の校内体制

いじめ問題対策チームを常設し、平時からのいじめ対策、未然防止、早期発見・対応に関すること、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議し行う。

いじめ問題対策チーム

- ・校長・教頭・生徒指導
- ・教育相談・養護教諭・担任
- ・スクールカウンセラー
- ・いじめ対応アドバイザー
- ・スクールソーシャルワーカー

4 未然防止のための取り組み

「いじめの防止」については、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことが、最も合理的で最も有効な対策になる。すべての児童が安心・安全に学校生活を送るために、以下の事項に重点的に取り組んでいく。

(1) 学習指導

- ・生徒指導の4つの視点を生かした授業づくり

（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）

(2) 学級集団づくり

- ・話し合い活動、学級会活動の充実
- ・居場所づくり、絆づくり
- ・不適切な認識や言動を絶対に許さない雰囲気

(3) 縦割り活動の充実

- ・児童会や6年生による学校行事の主体的な運営
- ・委員会活動、児童集会

(4) 道徳教育の推進

- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
- ・「いじめ」の本質や構造の理解

(5) 相談体制の充実

- ・スクールカウンセラーによる相談等，児童及びその保護者，教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

(6) 児童理解と情報共有

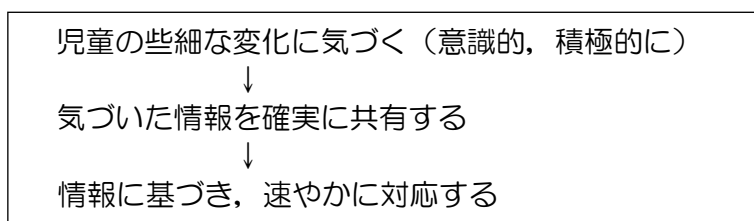
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ，教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等と定期的に連絡し，情報交換や連携に取り組む。

●いじめ未然防止のための取り組み年間計画

指 導 内 容			
月	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	・いじめ対策に関わる共通理解 ・生活アンケート ・児童理解の会	・学級開き，学級ルール作り ・あいさつ運動（通年） ・春の遠足	・保護者との情報交換（学年懇談会）
5月	・生活アンケート ・児童理解の会 ・生徒指導の4つの視点を生かした授業公開	・結団式 ・縦割り活動	
6月	・生活アンケート ・児童理解の会 ・生徒指導の4つの視点を生かした授業交流	・縦割り活動	・学校保健委員会
7月	・生活アンケート ・児童理解の会	・学校評価アンケート ・縦割り活動	・学校評価アンケート ・保護者との情報交換（個別に懇談）
8月	・いじめ対応アドバイザーを招聘した研修	・平和集会 ・縦割り活動	
9月	・生活アンケート ・児童理解の会	・運動会 ・縦割り活動	
10月	・生活アンケート ・児童理解の会 ・先生とお話する会	・マラソン大会 ・先生とお話する会 ・縦割り活動	
11月	・生活アンケート ・児童理解の会	・縦割り活動	
12月	・いじめ対応アドバイザーを招聘しての研修 ・生活アンケート ・児童理解の会	・学校評価アンケート ・縦割り活動	・学校評価アンケート ・保護者との情報交換（個別に懇談）
1月	・生活アンケート ・児童理解の会	・なわとびがんばり月間 ・縦割り活動	
2月	・生活アンケート ・児童理解の会	・なわとび大会 ・6年生を送る会 ・解団式，引継ぎの会	
3月	・今年度の取り組みの検証 ・生活アンケート ・児童理解の会		・保護者との情報交換（個別に懇談）

5 いじめの早期発見・早期対応について

(1) 早期発見の基本



(2) 変化に気づくための校内体制

- ・日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築などに努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。
- ・担任だけでなく、養護教諭も保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配る。いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。
- ・定期的なアンケート調査をもとにした教育相談の実施などに計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラーなどによる相談室の利用、電話相談窓口について周知を図る。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

(3) 早期対応について

(別紙「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」参照)

6 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめの特徴について

匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、子どもの利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しいといった特徴がある。

(2) インターネット上のいじめの未然防止・早期発見について

- ・学校や地域の実態及び児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携しインターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・児童が悩みを抱え込まないように、学校内に児童が相談しやすい環境を作る。
- ・インターネット上のいじめについて、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。

(3) インターネット上のいじめの対応について

削除依頼等の手順について

